

青森県報

第二千六百七十三号

平成十八年
八月三十日
(水曜日)

目次

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高 齢 福 祉 課) ……一
 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(保 険 課) ……一

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出……………(経 営 支 援 課) ……二
 右 同……………(同) ……三
 県営土地改良事業計画変更の決定……………(農 村 整 備 課) ……四
 開発行為に関する工事の完了……………(建 築 住 宅 課) ……四

告 示

青森県告示第六百三十八号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十八年八月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

| 氏名 | 名称又は 名称 | 指定居宅サービス事業者 | | 居宅サービスの種類 | 居宅サービス事業を行う事業所 | 所在地 | 指 定 年 月 日 |
|----------------|-------------------------|-----------------------------|-------------|-----------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------|
| | | 主たる事務所の所在地又は住所 | 名称 | | | | |
| 株式会社イ リエ | 青森市大字安田 字近野三六六の 六 | 青森市東造道二 丁目四の一六 造道一〇二号 | 株式会社イ リス | 訪問介護 | 青森市東造道二 丁目四の一六 造道一〇二号 | 青森市東造道二 丁目四の一六 造道一〇二号 | 平成 一八・八・一六 |
| 社会福祉法 人藤聖母園 | 青森市奥野三丁 目七の一 | 青森市東造道二 丁目四の一六 造道一〇二号 | 株式会社イ リス | 訪問介護 | 青森市東造道二 丁目四の一六 造道一〇二号 | 青森市東造道二 丁目四の一六 造道一〇二号 | 平成 一八・八・一六 |

青森県告示第六百三十九号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十九条の九第一号の規定により公示する。

平成十八年八月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

| 氏名 | 名称又は 名称 | 指定介護予防サービス事業者 | | 介護予防サービスの種類 | 介護予防サービス事業を行う事業所 | 所在地 | 指 定 年 月 日 |
|----------------|-----------------------------|-----------------------------|-------------|-------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------|
| | | 主たる事務所の所在地又は住所 | 名称 | | | | |
| 株式会社イ リス | 青森市東造道二 丁目四の一六 造道一〇二号 | 青森市東造道二 丁目四の一六 造道一〇二号 | 株式会社イ リス | 訪問介護 | 青森市東造道二 丁目四の一六 造道一〇二号 | 青森市東造道二 丁目四の一六 造道一〇二号 | 平成 一八・八・一六 |
| 社会福祉法 人藤聖母園 | 青森市奥野三丁 目七の一 | 青森市東造道二 丁目四の一六 造道一〇二号 | 株式会社イ リス | 訪問介護 | 青森市東造道二 丁目四の一六 造道一〇二号 | 青森市東造道二 丁目四の一六 造道一〇二号 | 平成 一八・八・一六 |

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年八月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ファッションセンターしまむら下長店
八戸市下長七丁目三の六外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社しまむら
埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一九の四
代表取締役 野中正人
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社しまむら
埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一九の四
代表取締役 野中正人
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
平成十九年三月二十一日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、二六一平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
七五台（位置は、届出書添付図面のとおり）
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
四〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）

- 3 荷さばき施設の位置及び面積
一一〇平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
三八立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後八時
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時四十五分から午後八時十五分まで
 - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
三か所（位置は、届出書添付図面のとおり）
 - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
二十四時間
- 八 届出年月日
平成十八年七月二十日
- 九 届出書及び添付書類の縦覧
 - 1 場所
青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁
 - 2 期間
平成十八年八月三十日から同年十二月三十日まで
 - 3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。
 - 十 意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。
- 1 提出期限
平成十八年十二月三十日
- 2 提出先
青森県商工労働部経営支援課
- 3 記載事項
(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所

- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

~~~~~

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年八月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 青森浜田三丁目プロジェクト

青森市浜田三丁目一の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

有限会社ドリムタウン

東京都千代田区丸の内二丁目一一の一

取締役 玉越賢治

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

未定

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成十九年四月一日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

七、九五六平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

五一四台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

二八〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

三五一平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
一七四立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 小売業者（未定分一者（ディスカウストア））  
二十四時間営業

(二) その他の小売業を行う者（未定分一三者）

開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後十時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(一) 駐車場一のうち出入口一の西側一四七台分、駐車場二及び駐車場三  
午前九時三十分から午後十時三十分まで

(二) 駐車場一のうち出入口一の東側一四二台分  
二十四時間

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

四か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成十八年七月二十一日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十八年八月三十日から同年十二月三十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年十二月三十日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、日本中央地区の県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業（農道整備））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年八月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十八年八月三十一日から同年九月二十八日まで

三 縦覧の場所

七戸町役場

東北町役場

開発行爲に関する工事の完了

次のとおり開発行爲に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十八年八月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

|                                                                                                              |                             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 開発区域（工区）に含まれる地域の名称                                                                                           | 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）        |
| 三沢市大字三沢字堀口九四の一三三九及び九四の一三六一                                                                                   | 三沢市大字三沢字堀口一七の二四三株式会社 下久保建材店 |
| 三沢市大字三沢字堀口九四の四二四                                                                                             | 三沢市大字三沢字堀口一七の二四三株式会社 下久保建材店 |
| 五所川原市大字広田字柳沼四一の二二、四二の一、四二の二、四三の一、四三の二、四三の五、四三の七、四三の八、四三の一〇、四三の一四から四三の八九まで、四五の二及び六〇の一七、大字広田字柳沼四三の八地先及び六〇の一七地先 | 五所川原市字旭町四五の一 旭宅建有限公司        |

（発行者・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町一丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭